

社会 保障 審 議 会 医 療 保 険 部 会 (出 産 育 児 一 時 金 問 題) の
審 議 進 行 に 関 する 上 申 書 (5)

平 成 2 2 年 1 2 月 2 日

社会 保障 審 議 会 医 療 保 険 部 会 御 中

井 上 清 成 (弁 護 士)

出 産 育 児 一 時 金 直 接 支 払 制 度 に つ い て

1. 補 充 説 明 書 (申 請 ・ 支 払 方 法)

補充説明書（申請・支払方法）

平成22年12月2日

井上 清成（弁護士）

（趣旨）

妊産婦等の便益促進と選択の幅を確保することを第一義として、保険者、分娩機関、厚生労働省が相互に負担を調整しつつ、平成23年度以降の出産育児一時金制度の具体的見直しを行ったものである。この見直しは、保険者・分娩機関・厚生労働省のいずれをも拘束するものではないが、妊産婦等のためのものであるという趣旨に照らし、尊重されることが望まれる。

（1. 直接支払制度の改善・継続）

専用請求書の記載項目は、分娩費用一切（社会保険診療報酬部分は除く。）、一部負担金、産科医療補償制度加入保険料の3項目を中心に絞る。

（2. 小規模施設等における受取代理の仕組みの制度化）

- ・ 受取代理とは、学会・医会共同提案に基づく「妊娠4ヶ月以上の妊婦等による事前申請可能な振込指定型の受取代理」とする。
- ・ 受取代理を実施する施設は、目安に該当する施設といえども実施しなければならないわけではなく、直接支払のみを実施してもよい。逆に、目安に拘束されるものでもなく、受取代理の実施を相当と思料する施設はその希望によって選択して実施してもよい。
- ・ 届出は分娩機関の判断によって行われるものであり、目安は一応のものにすぎない。
- ・ 届出書式は、名称等と受取代理実施可能の旨を記載する体裁のものとする。

（3. 直接支払制度等の実施の選択）

償還払い、直接支払、受取代理の実施の選択に際しては、妊産婦等の便益促進と選択の幅の確保の趣旨を尊重して運用する。

（4. 実施状況の把握）

見直しの検討の必要性の判断においては、妊産婦等・保険者・分娩機関に徒らに混乱を生ぜしめないよう留意する。

（5. その他）

- ・ 保険者間の支給調整の仕組みを整理するに際しては、妊産婦等の利益を第一義として考慮する。
- ・ 申請書式および通知内容等の所要の整備に際しては、その整備の途中経過において社会保障審議会医療保険部会の関係委員との協議を重ね、最終的に同部会への報告を得てから、申請手続等を実施に移すこととする。